

3 地方法人税

- (1) 納税義務者及び税額の計算
- (2) 申告及び納付
- (3) 申告書の様式

(1) 納税義務者及び税額の計算

- 法人税を納める義務がある法人は、地方法人税を納める義務があります。地方法人税の額は、各課税事業年度の課税標準法人税額に10.3%の税率を乗じて計算した金額とされています。
- この各課税事業年度の課税標準法人税額とは、原則として、その法人の各事業年度の所得金額に対する法人税の額(基準法人税額)をいいます。

【関係法令】 地方法4、5①、6①、7①、9、10

(2) 申告及び納付

- 法人税の中間申告書又は確定申告書を提出すべき法人は、地方法人税の中間申告書又は確定申告書を提出する必要があります。
- 地方法人税の中間申告書又は確定申告書の提出期限は、法人税の中間申告書又は確定申告書の提出期限と同じです。納付期限についても同様です。

【関係法令】 地方法16、17、19、20、21

- 地方法人税申告書の様式は、法人税申告書の別表一《各事業年度の所得に係る申告書－内国法人の分》や別表六(二)《内国法人の外国税額の控除に関する明細書》等の下部に追加されています。したがって、地方法人税申告書の提出については、法人税申告書の提出と同時に手続きが完了する仕組みになっています。
- 例えば、法人税申告書別表一については次のような様式となっています。

19